

○桜井宇陀広域連合特別会計条例

〔平成11年3月31日〕
条 例 第 2 号

改正 平成23年3月16日条例第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。

- (1) ふるさと市町村圏基金特別会計 ふるさと振興事業
- (2) 介護保険特別会計 介護保険にかかる介護認定審査会の運営
並びに認定事業

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 桜井宇陀ふるさと市町村圏基金特別会計条例（平成9年3月桜井宇陀広域連合条例第24号）は、廃止する。

附 則（平成23年3月16日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。